

第 10 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成27年3月10日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 10 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成27年3月10日(火曜日)

午前9時58分開議

午前11時30分閉会

本日の会議に付した事件

議案第36号 平成27年度熊本県一般会計予算

議案第44号 平成27年度熊本県林業改善資金特別会計予算

議案第45号 平成27年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

議案第75号 熊本県就農支援資金貸付特別会計条例を廃止する条例の制定について

議案第76号 熊本県地下水と土を育む農業推進条例の制定について

議案第77号 熊本県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①熊本有明海における次期漁場整備（覆砂等）計画について

出席委員(8人)

委員長 淵 上 陽 一
副委員長 九 谷 高 弘
委員 村 上 寅 美
委員 早 川 英 明
委員 岩 中 伸 司
委員 堤 泰 宏
委員 井 手 順 雄
委員 浦 田 祐 三 子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 梅 本 茂
経営局長 山 口 達 人
生産局長 山 中 典 和
農村振興局長 小 柳 倫 太 郎
森林局長 岡 部 清 志
水産局長 平 岡 政 宏
首席審議員兼
農林水産政策課長 田 中 純 二
団体支援課長 山 口 洋 一
農地・農業振興課長 本 田 充 郎
農地・農業振興課政策監 川 口 卓 也
担い手・企業参入支援課長 國 武 慎 一 郎
流通企画課長 西 山 英 樹
むらづくり課長 潮 崎 昭 二
農業技術課長 園 田 誠
農産課長 下 舞 睦 哉
園芸課長 古 場 潤 一
畜産課長 矢 野 利 彦
首席審議員兼農村計画課長 荻 野 憲 一
農地整備課長 池 田 雄 一
技術管理課長 原 俊 彦
首席審議員兼森林整備課長 長 崎 屋 圭 太
林業振興課長 江 上 憲 二
森林保全課長 塩 木 康 博
水産振興課長 平 山 泉
漁港漁場整備課長 原 田 高 臣
農業研究センター所長 野 口 法 子

事務局職員出席者

議事課主幹 黒 岩 雅 樹
政務調査課主幹 福 田 聖 哉

午前9時58分開議

○淵上陽一委員長 おはようございます。

ただいまから、第10回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、梅本農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○梅本農林水産部長 おはようございます。

今回御提案しております議案の概要につきまして御説明いたします。

平成27年度当初予算関係3件、条例等関係3件でございます。

初めに、農林水産部関係予算としては、一般会計616億円余、特別会計19億円余、総額635億円余となっております。

稼げる農林水産業の実現を目指し、これまでの取り組みのさらなる加速化を図って、農林水産業を基軸とした地方創生に取り組んでまいります。

まず、農業関係では、担い手への農地集積について、さらなる加速化を図ります。

また、土地利用型農業における生産コストの削減、水田のフル活用による飼料用米の生産拡大、JAが地域の担い手となる営農モデルの確立、加工や業務用の露地野菜の供給拡大、あか牛の繁殖雌牛の増頭対策及びこれらを支える生産基盤の整備に取り組めます。

次に、林業関係では、供給体制の強化として、担い手への森林経営の集約化を所有権移転のあっせんを含めて取り組む森林版中間管

理機構構想の推進や、林業研究グループなどの自伐林家の育成を図ってまいります。

また、需要面では、木造設計を担う建築士等への建築技術普及によって、県産木材の需要拡大を図ります。

さらに、水とみどりの森づくり税を活用して、針広混交林化や地域リーダーの育成、森と親しむ活動への支援強化、漁民の森づくりの拡充などに取り組めます。

次に、水産業関係では、水産資源の回復、ノリ、魚類などの多彩な水産物の加工、流通、ブランド化、浜の活力再生プランへの支援など、総合的な水産業の振興に取り組めます。

また、有明海再生の取り組みとして、アサリなどの資源回復のための調査や漁場環境改善のための漁場耕うんなどを行ってまいります。

以上に加えて、フードバレーアグリビジネスセンターの開所、新たな輸出先や輸出品目拡大へのチャレンジ、農産物や水産物の6次産業化の推進、そして、阿蘇地域の魅力を世界に発信するミラノ国際博覧会への出展など、農林水産業が持つ可能性を最大限に発揮させてまいります。

また、農山漁村の活性化では、来年度から法制化されます日本型直接支払いやくまもと里モンプロジェクトにより、県内の農山漁村の多面性と魅力を発揮させ、地域資源を活用した産業の創造に取り組めます。

また、条例を提案させていただいております地下水と土を育む農業の推進では、県民運動の展開や化学肥料と農薬の削減、良質な堆肥の生産と広域流通等に取り組んでまいります。

次に、条例等議案ですが、熊本県就農支援資金貸付特別会計条例を廃止する条例、熊本県地下水と土を育む農業推進条例、熊本県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例、合わせて3議

案を提案しております。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

また、その他の報告事項といたしまして、熊本有明海における次期漁場整備計画について御報告させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

平成27年度当初予算総括表でございます。

一番上の本年度予算額(A)の欄でございます。

下のほうに行きまして、一般会計で616億3,000万円余、特別会計で19億3,000万円余、総額で635億6,000万円余となっております。

2ページをお願いいたします。

農林水産政策課関係の予算でございます。主なものを御説明いたします。

上から2つ目の段でございます。農業総務費のうち、職員給与費4億8,500万円余については、現在配置しております職員数により計上しております。

職員給与費につきましては、各課同様でございますので、以下の各課の個別の説明は省略させていただきます。

下段の農政企画推進費でございます。3ページをお願いいたします。

説明欄の2、フードバレーアグリビジネスセンター推進事業の4,300万円余は、フードバレーアグリビジネスセンターの運営に要する経費でございます。

中段の農業公園費は、農業公園の指定管理者への委託に要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。

ここから、農業研究センター費でございます。5ページをお願いいたします。

説明欄4のくまもと農業を拓く研究開発事業の2億2,500万円余は、県オリジナル品種の育成、品質や収量を高める技術開発等の研究費でございます。

飛びまして、12ページをお願いいたします。

中段の林業総務費でございます。

説明欄の水とみどりの森づくり税PR事業の200万円余は、税の制度や成果等の周知啓発に要する経費でございます。

13ページをお願いいたします。

林業研究指導所費でございます。

下段の試験調査指導費で1,500万円余を計上いたしております。

説明欄3の林産物利用加工研究開発指導事業の700万円余は、地場企業の製品開発支援や特用林産物の生産技術等に関する試験研究費でございます。

14ページをお願いいたします。

下段から、水産研究センター費でございます。15ページをお願いいたします。

説明欄7の試験調査事業の4,700万円余は、水産業の生産技術等の開発研究費でございます。

16ページをお願いいたします。

説明欄9の水産研究センター施設保全事業の1億900万円余は、本館及び加工棟の補修に要する経費でございます。

一番下の段でございますが、農林水産政策課の予算額、合計で37億9,200万円余をお願いするものでございます。

農林水産政策課については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。

同じ資料の17ページをお願いいたします。

農業金融対策費として3億円余をお願いしております。

主なものは、農業近代化資金等の制度資金に対します利子補給や資金の債務保証を行います農業信用基金協会の財務基盤を強化するための出捐に要する費用などで、これから18ページ、19ページ、20ページ、21ページにかかけまして、各種資金ごとに必要な予算額を記載しております。

飛びまして、22ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金返納金は、農業改良資金の平成26年度償還分につきまして、国庫補助金見合い分を返納するものでございます。

下から3段目の農協合併推進事業費760万円につきましては、農協の合併に伴う施設整備等に対して助成を行うものでございます。

24ページをお願いいたします。

林業金融対策費として12億8,500万円をお願いしております。

これは、林業や木材産業に携わる事業者や団体等が低利で運転資金を借り入れることができますよう、金融機関に貸付原資を預託するものです。説明欄の(1)から25ページの(6)まで、多様な資金需要に対応できるようメニューを設けております。

25ページの一番下の段の水産業協同組合指導費として3,200万円余をお願いしております。主なものは、説明欄3の養殖共済加入者の赤潮特約に係ります掛金の一部を助成するものでございます。

27ページをお願いいたします。

金融対策費の4億1,900万円余でございますけれども、主なものは、説明欄2の漁業振興貸付金でございまして、海水養殖漁協及び県漁連に対しまして事業運営に必要な資金を融資するため、金融機関へ預託を行うものでございます。

28ページをお願いいたします。

説明欄4の漁業信用保証制度円滑化緊急対策事業につきましては、漁業者への融資が円滑に行われますよう、漁業信用基金協会の財

務基盤を強化するための出捐でございます。

説明欄5の資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業につきまして、来年度は浜の活力再生プランに基づく設備投資への支援を追加し、融資枠を4億円から5億円に増額いたしました。

30ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金につきましては、林業者及び木材事業者に対しまして貸し付ける無利子の資金でございまして、昨年度と同額の3億1,000万円をお願いしております。

下から2段目の木材産業等高度化推進資金貸付金9億6,000万円は、木材事業者へ運転資金を低利で融資するため、金融機関に貸付原資を預託するものでございます。

31ページをお願いいたします。

2段目の元金5億円余につきましては、先ほどの木材産業高度化推進資金の貸付原資の借り入れ期間が満期となったため、農林漁業信用基金に返済するものでございます。

32ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

上から2段目の沿岸漁業改善資金貸付金でございますけれども、近代的な漁業技術の導入や後継者の育成、確保を目的といたしまして、無利子の貸し付けを行うもので、昨年度と同額の1億5,400万円をお願いしております。

以上、団体支援課は、一般会計と特別会計合わせまして、一番下の段でございしますが、42億4,000万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○本田農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。主な事業について御説明いたします。

まず、農業総務費の農村地域農政総合推進

事業費でございますが、10億9,200万円余をお願いしております。右側の説明欄の1をお願いいたします。

農地中間管理機構事業ですが、この事業は、担い手への農地集積を進めるため、本県の農地中間管理機構であります県農業公社の活動経費を助成するものでございます。

2の農地集積加速化事業でございますが、この事業は、人・農地プランを策定する市町村への支援や、県の重点地区の話し合い活動や集落営農組織の立ち上げ支援、国、県から集落等への集積協力金等の交付を行う事業でございます。

34ページをお願いいたします。

34ページの下段から35ページの上段にかけて、債務負担行為の設定をお願いしております。これは県農業公社が行います農地売買や農地貸借の仲介業務の資金の融資に関する損失補償でございます。

37ページをお願いいたします。

最下段をごらんください。課全体で19億700万円余の予算をお願いしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

説明資料は38ページからでございます。主なものについて御説明いたします。

まず、下の39ページの農業改良普及費をごらん願います。

2段目の農業改良普及推進費で、説明欄の青年就農給付金につきまして、9億1,900万円余をお願いしております。

次に、3段目の新しい農業の担い手育成費では、3億1,500万円余をお願いしておりますが、説明欄1のがんばる農業人集結育成事業は、就農ニーズに対応しまして、相談から研修、定着までサポートを行い、新たな担い手の確保、育成を図るものでございます。

説明欄2の地域で育てる新農業人育成総合

推進事業は、新規就農者育成のため、JAやNPO法人が研修機関として行う研修等への助成でございます。

40ページをお願いいたします。

説明欄の6、農業参入企業支援強化事業は、企業の農業参入を総合的に支援するもので、相談窓口の設置などの経費や企業の農業参入に係る初期投資への助成でございます。

説明欄8の6次産業化推進・加工施設整備支援事業は、農業参入企業等の加工施設整備への助成を行うものであります。

41ページをお願いいたします。

中段の農業構造改善事業費でございますが、説明欄の経営体育成支援事業について、4億9,200万円余をお願いしております。

次に、下段の農業指導施設費でございます。

ここからが農業大学校関係でございます。農業大学校費として4億7,300万円余をお願いしております。

そのうち、新規事業といたしまして、説明欄の1、農大施設保全改修事業は、施設保全に係る計画に基づき、施設を計画的に改修するものでございます。

2の農大水源井戸機能回復事業は、圃場や牛舎に給水する井戸の機能を回復させる工事であります。

1ページ飛びまして、43ページをお願いいたします。

下段でございますが、元金で、説明欄の就農支援資金貸付金の原資を借り入れました国庫への償還といたしまして、5,000万円余をお願いしております。

以上、一番下の段、一般会計の合計で、当課分といたしまして24億9,700万円余をお願いしております。

引き続きまして、資料の136ページをお願いいたします。

第75号議案熊本県就農支援資金貸付特別会計条例を廃止する条例の制定についてござ

います。137ページの概要で御説明させていただきます。

就農支援資金につきましては、農業経営基盤強化促進法等の改正法が平成26年4月1日に施行されましたことに伴いまして、認定就農者の認定は県から市町村に、就農支援資金の貸し付けは県から日本政策金融公庫に移管されております。

この改正法の施行により、特別措置法は廃止されましたが、経過措置期間が設けられており、経過措置の間、県による貸し付けが可能となるよう、平成26年4月1日付で特別会計条例を改正いただいております。

提案をしております条例は、今般、改正法による経過期間が終了し、県における貸し付けも終了したことから、特別会計の廃止をお願いするものでございます。

なお、今後、借入金に係る国への償還事業につきましては、先ほど予算のところでお説明しましたが、一般会計において処理することといたしております。

担い手・企業参入支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西山流通企画課長 流通企画課でございます。

もとに戻っていただきまして、資料の44ページをお願いいたします。

まず、中段の説明欄の1、くまもとの6次産業化総合対策事業は、加工品開発や施設整備等を行う国交付金事業に要望のあった27年度分の計画分でございます。

2のブランド売り込み事業につきましては、農業団体と連携し、くまもとの赤ブランドのもと、量販店でのくまもとフェアの開催など、販路拡大を図る事業でございます。

次に、45ページをお願いいたします。

2のくまもとの卸売市場魅力アップ支援事業は、消費者との交流により、市場の魅力を

発信する活動を支援します。

また、3の新規事業、卸売市場整備計画策定事業につきましては、28年度から5年間の卸売市場の第10次計画を策定するための経費でございます。

46ページをお願いいたします。

1のくまもとの宝トップセールス事業につきましては、国内外での販路拡大のため、知事みずからがトップセールスを行うための経費でございます。

また、3の輸出促進チャレンジ支援事業につきましては、農畜産物輸出促進協議会などの生産者団体等の輸出拡大に向けた取り組みを支援いたします。

最後に、47ページをお願いいたします。

5のアジアマーケット開発支援拠点設置事業は、シンガポール事務所の設置や、その活動に係る経費でございます。

6の地産地消活動支援等事業につきましては、県庁各課との連携のもとに、地域の自主的な活動支援、地産地消協力店のキャンペーン、産地情報の提供などを推進いたします。

以上、流通企画課としては、最下段でございますが、総額で5億2,100万円余を計上することとしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課でございます。

48ページをお願いいたします。主な予算を説明いたします。

3段目の農政諸費は、世界農業遺産に認定された阿蘇の農産物の付加価値向上やミラノ万博への出展経費などでございます。

下段から次のページにかけての山村振興対策事業費には、23億円余の予算を計上しています。

説明欄1の中山間地域等直接支払事業は、法律に基づく制度として4期目がスタートいたします。全国2位の取り組みを維持しつ

つ、さらなる推進に努めます。

49ページをお願いします。

説明欄2のくまもと里モンプロジェクトでは、美しい景観づくりや地域資源を活用した産業の創造など、200件ほどの地域活動を支援してまいります。

下段の農作物対策推進事業費は、鳥獣被害防止のため、侵入防止柵の設置や捕獲した鹿やイノシシの肉をジビエとして有効活用する経費です。

50ページをお願いします。

上段の土壤保全対策事業費には、条例化されます地下水と土を育む農業を後押しする環境保全型農業直接支払いの予算を計上しております。

51ページをお願いします。

下段の県営中山間地域総合整備事業費には、中山間地域における生産基盤などの整備に要する経費や、説明欄2にありますように、新規事業として、基盤整備地区において、農地集積の取り組み度合いに応じて農家負担を最大ゼロに軽減する予算を計上しております。

最後に、52ページをお願いします。

下段の農地・水・環境保全向上対策事業費は、日本型直接支払制度の一つであります多面的機能支払いの予算です。これにより、農家や住民が共同で行う草刈りや水路の泥上げ、農道の補修などを支援していきます。

なお、これまでに地域協議会に交付されていた国庫支出金が、27年度からは県に交付されることになるため、予算額は25億円余の増額となっております。

以上が主な予算の説明ですが、その他の事業も含めまして、課全体としては81億4,000万円余の予算額となっております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○園田農業技術課長 農業技術課でございます。

資料の53ページをお願いいたします。

一番下の段の農業改良普及管理運営費でございますが、説明欄の1の協同農業普及事業としまして、県下11地域の農業普及・振興課の管理運営費でございます。

54ページをお願いいたします。

1段目の農業改良普及推進費でございますが、説明欄の2の新品種・新技術活用型産地育成支援事業といたしまして、新たに開発された品種や技術を活用して産地育成を行うものでございます。

55ページをお願いいたします。

3段目の土壤保全対策事業費は、説明欄にありますように、新規事業といたしまして、地下水と土を育む農業総合推進事業でございます。1億1,000万円余をお願いしております。

これは、地下水と土を育む農業推進条例に関連いたしまして、県民運動の展開や、生産者が行います土壌分析あるいは化学肥料の低減など、環境保全型農業への支援でございます。

次に、56ページをお願いいたします。

1段目の農薬安全対策費は、農薬販売業者や生産者への農薬安全使用のための周知、指導に係る経費でございます。

農業技術課といたしましては、総額19億8,000万円余をお願いしております。

続きまして、熊本県地下水と土を育む農業推進条例(案)について説明をいたします。資料の144ページをお願いいたします。

138ページから142ページにかけてですが条例案となりますが、説明は144ページの体系図のほうで説明をさせていただきます。

144ページの地下水と土を育む農業推進条例(案)の体系でございます。一番上の枠の中に、条例の背景を記述しております。

条例では前文に当たるところでございますが、まず、農業とともに育まれてきた地下水と土は、本県の宝であるということ、それか

ら、この貴重な公共水である地下水と土を、50年先、100年先の未来に引き継いでいくことが重要であるということ、それから、農業を通じた取り組みを恒久的なものとし、県民一体となって農業を支え、推進していくことが求められるというふうにしております。

その下の枠につきましては、基本理念、第3条に当たる部分でございます。

農業者が、主体的に、安定的に、かつ容易に従事できるようにすること、それから、県民が、それぞれの役割に応じまして相互に連携し、協働すること、生産される農産物に対する県民の理解を深めること、それから、農産物の流通または販売を促進いたしまして、消費者が容易に入手できるようにすること、この4点を基本理念としております。

次に、関係者の責務等といたしまして、県の責務、農業者等の努力、農産物販売業者の努力、それから県民の役割につきまして、第4条から第8条に規定しております。

地下水と土を育む農業推進計画については、第9条で、県は、地下水と土を育む農業を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するとしております。

次に、基本的施策を第10条から第14条に規定しております。

基本的施策は5本の柱になっておりまして、まず1つ目の柱が、県民と協働した県民運動の展開です。これは、右側の枠のほうに矢印を引っ張っておりますが、県民会議を設置いたしまして、県民が一体となって推進するというようにしております。2つ目が、土づくりを基本とした化学肥料及び農薬の削減の推進でございます。3つ目が、家畜排せつ物を使用した良質な堆肥の生産及び流通の推進、4つ目が、飼料用米の生産及び湛水等の水田の有効活用の推進です。5つ目が、地下水と土を育む農業を発展させる技術開発等でございます。これらの基本的施策は、第6条

で規定しております農業者等の主体的な取り組みを支える施策ということになります。

また、この基本的施策の中の2つ目から4つ目までが、土づくり、良質な堆肥生産、飼料用米の生産、この3つが地下水と土を育む農業の定義といたしまして、第2条で規定しておるところでございます。

このようにして、農業者が安心して取り組めるようにしまして、地下水と土を育む農業の発展を図るということを目的とし、第1条としておるところでございます。

次の145ページでございますが、これには基本的施策の5本の柱の具体的な内容について、参考として添付しておるところでございます。

条例の施行の予定は、平成27年4月1日ということでございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下舞農産課長 農産課でございます。

説明資料57ページをお願いいたします。

農作物対策費について御説明いたします。

まず、下から2段目、農作物対策推進事業費でございます。これは説明欄に記載しておりますとおり、国の経営所得安定対策を推進するための経費でございます。

次に、下段の米麦等品質改善対策事業費でございますが、これは米、麦、大豆の生産振興を図るための経費でございます。

主な事業につきましては、58ページをお願いいたします。

説明欄5番、新規事業の県産麦パートナー強化事業でございますが、麦の生産・製造・販売業者が連携して策定した生産製造連携計画に基づき、需要拡大対策や産地育成対策などを行う者に支援するものでございます。

資料59ページをお願いいたします。

畑作振興対策費でございますが、これはお茶、葉たばこ、イグサなどの生産振興を図る

経費でございます。

主な事業として、説明欄5番、新規事業の売れる茶づくり緊急対策事業でございますが、近年の茶価格の低価に対応し、農家の経営安定を図るため、生産、流通両面から支援を行うものでございます。

続きまして、60ページをお願いいたします。

い業振興対策費でございます。

主な事業でございますが、説明欄1番、くまもと畳表価格安定対策事業でございますが、国の価格安定制度と連動いたしまして、補填率が平準化するように県で補完するものでございます。

資料61ページをお願いいたします。

上段の生産総合事業費でございますが、これは営農組織や農協などが行います集出荷施設などの農業施設の整備に助成を行うものでございます。

下段の水田営農活性化対策費でございますが、これは、水田農業の振興を図るため、米の計画生産と水田の有効活用を推進するための経費でございます。

主なものとしては、62ページをお願いいたします。

説明欄5番のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業でございますが、米の生産コスト5割削減を目指し、これまで経営面積が100ヘクタールを超えるようなネットワーク大津などが設立されており、このようなモデルづくりを着実に進めます。

説明欄7番、新規事業の飼料用米等生産拡大加速化事業でございますが、飼料米の生産拡大のための指導活動や集荷の円滑化等に対する支援でございます。

資料63ページをお願いいたします。

説明欄8番、新規事業の中山間地域等JA参入営農モデル事業でございますが、中山間地域等における農業の担い手として農業経営に参入する農業協同組合等の参入計画策定及

び施設整備に対する支援を行うものでございます。

以上、農産課といたしましては、下段にありますとおり、41億7,000万円余の予算を要求させていただいております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○古場園芸課長 園芸課でございます。主な事業等について説明をさせていただきます。

説明資料65ページをお願いいたします。

説明欄5番、木質バイオマス等エネルギー対策事業でございます。この事業は、木質バイオマス加温機の導入に対する助成及び燃焼灰の有効活用等の検証に要する経費でございます。

その下6番、露地野菜生産拡大対策事業でございます。露地野菜の供給拡大を図るため、新規導入品目の検討、生産実証、産地化に必要な機械機器の整備への補助を行います。

66ページをお願いいたします。

説明欄9番、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業でございます。園芸産地の多様な取り組みに対応した施設、機械の導入等に対する補助でございます。

12番、新規、施設野菜安定生産緊急対策事業でございます。トマト、メロン等の施設果菜におきまして、防除が難しい病害に対し、防除システム、施設整備の導入実証を行うものでございます。

68ページをお願いいたします。

2番、花き新技術実践供給力強化事業でございます。この事業は、本県の主要花卉でございますカスミソウ、トルコギキョウにつきまして、計画的な生産と出荷、単位当たりの収量増加を図るための新技術の実践活動、装置等の整備に補助するものでございます。

続きまして、下段、説明欄2、熊本産カンキツ連年安定生産出荷実証事業でございます。温州ミカン、デコポンについて、毎年、

安定した生産と出荷を実現するため、マルチや鮮度保持資材による新技術対策を実施する団体に助成するものでございます。

69ページ、下段をお願いいたします。

園芸課予算額、合計5億3,700万円余をお願いいたしております。御審議よろしくをお願いいたします。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

70ページをお願いいたします。

最下段の畜産生産基盤総合対策事業費でございますが、2億3,600万円余りを、家畜の改良や増殖を目的とした事業の経費を計上いたしております。

続きまして、72ページをお願いいたします。

畜産経営安定対策事業費でございます。1億8,800万円余をお願いいたしております。

主なものは、説明欄1の家畜畜産物価格安定対策事業でございます。これは、肉用子牛、肉豚、鶏卵の価格変動による農家の損失を補填するための基金造成をするものでございます。

73ページをお願いいたします。

循環型耕畜連携体制強化事業費でございます。5,099万円余をお願いいたしております。

説明欄2、地下水保全堆肥広域流通促進事業は、新規事業でございます。畜産地帯と耕種地帯における堆肥の広域的な流通を進めるため、堆肥需給のマッチングや堆肥保管施設の整備に対する助成を行うものでございます。

説明欄の4、飼料用米等利用拡大支援事業は、新規事業でございます。地下水の涵養や水質の保全に寄与する飼料用米の利用拡大のための計画策定や飼料用米の給与実証等を行うものでございます。

74ページをお願いいたします。

下から2段目の家畜保健衛生所整備費でござ

いますが、1億7,200万円余りを計上しております。平成27年度は、中央家畜保健衛生所の現庁舎の解体工事及び外構工事、城北家畜保健衛生所の設計等を計画いたしております。

下段の家畜衛生・防疫対策事業費でございますが、1億4,100万円余りを計上しております。家畜保健衛生所の管理運営に要する経費や家畜伝染病発生予防等を目的とした事業の経費を計上しております。

76ページをお願いいたします。

広域農業開発推進費でございます。

広域農業開発事業償還金は、農用地整備公団が実施した農業用施設整備等に係る償還金でございます。

以上、畜産課、当初予算合計で21億1,300万円余でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○荻野農村計画課長 農村計画課でございます。

主な事項につきまして説明させていただきます。説明資料の77ページをお願いいたします。

一番下の国営土地改良事業直轄負担金でございますが、国営土地改良事業に伴う県及び地元の負担金でございます。完了地区を含む3地区が対象地区でございます。

78ページをお願いいたします。

下の段の土地改良施設維持管理事業費でございますが、これは、土地改良施設の整備、補修に要する資金造成や施設の管理体制の整備、施設管理の省力化等に要する経費でございます。

1ページ飛びまして、80ページをお願いいたします。

一番下の段の農業農村整備調査計画費でございますが、これは、今後県営事業として整備が必要な地区における基礎調査や事業計画作成に要する経費でございます。

1 ページ飛びまして、82ページをお願いいたします。

下の段の県営土地改良調査計画費でございますが、これは国から補助を受けて実施する農業農村整備事業の新規予定地区の事業計画策定などに要する経費でございます。

1 ページ飛びまして、84ページをお願いいたします。

2 段目の農業農村整備推進交付金でございますが、これは市町村が行う農業農村に対する支援に要する経費でございます。

一番下の海岸保全直轄事業負担金でございますが、これは玉名横島地区における直轄海岸保全施設整備事業に係る県の負担金でございます。

以上、農村計画課といたしまして、総額19億7,900万円余をお願いしております。

続きまして、説明資料、一番最後の146ページをお願いいたします。

熊本県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

平成27年4月から、法律改正に伴い、現在の独立行政法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所に名称変更となることに伴い、条例における法律名及び研究所名を変更するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○池田農地整備課長 農地整備課です。

85ページをお願いいたします。

2 段目に、土地改良諸費を270万円余計上しております。これは、東日本大震災の復興を支援するため、職員を宮城県へ派遣することに伴い必要となる経費です。

最下段の地籍調査費は、市町村が行う地籍調査事業への補助として9億8,700万円余を計上しております。

86ページをお願いします。

最下段の県営かんがい排水事業費ですが、用水路、排水路、排水機場等の整備を行うもので、31地区で18億9,200万円余を計上しております。

87ページから88ページにかけて、玉名市の受免地区を初め7地区において、排水機場の整備に伴う債務負担行為の設定をお願いしております。

88ページの最下段をお願いいたします。

農道整備事業費ですが、12地区で5億5,600万円余を計上しております。

89ページをお願いいたします。

最下段の県営経営体育成基盤整備事業費ですが、区画整理や用排水路の整備に合わせて農地の集積を行うもので、19地区で26億3,400万円余を計上しております。また、債務負担行為の設定をお願いしております。

90ページをお願いいたします。

2 段目の団体営農業農村整備事業費ですが、市町村や土地改良区が実施する暗渠排水などへの補助として、86地区で13億1,500万円余を計上しております。

3 段目からは、農地防災事業費です。

最下段の海岸保全事業費ですが、海岸堤防のかさ上げ、補強などを行うもので、18地区で13億4,400万円余を計上しております。

91ページをお願いいたします。

最上段の障害防止対策事業費ですが、防衛省関連施設の周辺での障害を防止するための事業費です。施設整備に伴う債務負担行為の設定をあわせてお願いしております。

最下段の農地防災事業費ですが、災害の防止のため、防災ダムやため池、排水機場などの新設、改修を行うもので、22地区で17億6,600万円余を計上しております。

また、次の92ページに、宇城市の亀松地区を初め3地区において、排水機場の整備に伴う債務負担行為の設定をお願いしております。

最後に、93ページをお願いいたします。

上から2段目は、農地災害復旧費です。平成27年度に発生が予想されます災害に対応するための費用など、5億9,100万円余を計上しております。

以上、農地整備課としましては、一番下の段にありますように、合計で139億4,900万円余を当初予算として計上しております。

農地整備課は以上でございます。

○原技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料94ページをお願いいたします。

下段の農業土木行政情報システム費ですが、説明欄記載のとおり、1つ目は、電子入札、工事進行管理などの運営経費のうち、土木部発注委託の農業土木負担分でございます。

2つ目は、農地情報図を県、市町村、農業関係機関で共同利用するための経費に係る負担金でございます。

95ページをお願いいたします。

下段の林政諸費でございますけれども、電子入札、工事進行管理などの運営経費のうち、林務水産分でございます。

以上、技術管理課といたしましては、総額1億5,900万円余の予算をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でございます。

98ページをお願いいたします。

新規事業として、説明欄4に、森と担い手をつなぐ集約化促進事業、6,700万円余を計上しております。

これは、森林所有者がわからないですとか、森林経営に無関心な所有者が増加している中で、市町村の主体的なかかわりのもとで所有者を探索し、御自身の持つ森林の現状データなどを提供しまして、間伐などの森林整

備を働きかけて、意欲ある担い手へ森林経営の委託や所有権の移転あっせん等を行うものです。

また、あわせまして、森林経営に意欲ある担い手が、新たに森林を取得するために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の利子助成として、1件当たり上限20万円で、年間100万円、5年以内の債務負担行為の設定をお願いしております。

1ページ飛びまして、100ページをお願いいたします。

中段の造林費でございます。

植栽、下刈り、除間伐など、一連の造林事業に対する助成として実施するものでございまして、20億4,000万円余の予算を計上しております。

1ページ飛びまして、102ページをお願いいたします。

県有林費でございます。

本事業は、分収林を含む県有林の管理や作業道の維持、修繕、間伐の実施を行う事業でございまして、4億3,100万円余の予算を計上しております。

以上、103ページの最下段に、森林整備課総額として44億8,500万円余の予算を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○江上林業振興課長 林業振興課です。

104ページをお願いします。新規と主な事業を御説明します。

下段の説明欄2の新規事業ですが、県産木材を使用した案内板等の設置を行う市町村に助成する木を生かした景観づくり支援事業、726万円余をお願いしております。

105ページをお願いします。

上段、説明欄3の森づくり塾活動支援事業では、新たな山村を支える担い手の発掘、育成のための研修などに助成する事業で、832万円余をお願いしております。

下段の林業労働力対策事業費で1億500万円余をお願いしておりますが、106ページをお願いします。

説明欄5の林業・建設業等連携推進事業は、林業に参入される建設業の方々などに対して、林業に必要な技術や知識の習得のための研修を行うもので、3,700万円余をお願いしております。

107ページをお願いします。

説明欄8の地域林業担い手育成実践モデル事業では、自伐林家などの木材生産計画作成や林業機械導入に753万円余をお願いしております。

108ページをお願いします。

上段の木材産業振興対策費では、1億100万円余ですが、説明欄4の木質ペレット燃料の原料調達などを支援する木質バイオマス等エネルギー対策事業、9,800万円余をお願いしております。

下段の県産木材需要拡大対策費で5,200万円余をお願いしております。

109ページをお願いします。

説明欄5の木造設計・建築技術普及事業では、木造設計を担う建築士や木造建築の発注を行う市町村等に対する研修会などを開催するもので、376万円余をお願いしております。

110ページをお願いします。

下段の林産物振興指導費で1,700万円余をお願いしておりますが、説明欄3のタケノコや竹材増産のためのモデル整備を行うためのこ・竹材生産支援事業で372万円余をお願いしております。

111ページをお願いします。

下段の林道費ですが、18億7,100万円余をお願いしておりますが、これは、113ページにかけての県営、市町村営の林道開設、改良・舗装事業などを実施するものです。

113ページの最下段、林業振興課合計として27億円余をお願いしております。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○塩木森林保全課長 森林保全課でございます。主な事業について説明いたします。

115ページをお願いします。

2段目、治山費で55億7,400万円余を計上しております。

内訳は、まず治山事業費で、広域大水害復旧対策を含めて48億700万円余を計上し、131カ所の実施を予定しております。

116ページをお願いいたします。

同じく上段、緊急治山事業費2億3,600万円余は、災害対応の待ち受けでございます。

中段、単県治山事業費1億2,700万円余は、国庫補助事業の対象とならない山地災害の復旧や治山施設の維持管理に要するものでございまして、県営事業と市町村営事業で実施を予定しております。

下段、治山調査計画費2,100万円余は、近年、どこでも発生し得る災害に備えるため、山地災害危険地区の再点検調査等を行うものでございます。

117ページをお願いいたします。

2段目の保安林整備事業費3億6,200万円余は、保安林の機能を維持強化するため、下刈りや本数調整伐等を実施するもので、県内52カ所で事業を予定しております。

118ページをお願いいたします。

治山施設災害復旧費3,200万円余は、既設の治山施設が被災した場合の復旧費でありまして、待ち受けでございます。

以上、最下段、森林保全課は総額59億8,700万円余の予算を計上しております。よろしくをお願いいたします。

○平山水産振興課長 水産振興課でございます。

120ページをお願いいたします。

水産業振興費で7億4,100万円余の予算を

お願いしております。

下段の浅海増養殖振興事業費の説明欄3、熊本産「クマモト・オイスター」生産流通推進事業でございます。これはクマモト・オイスターの種苗量産や養殖技術の安定化及び産卵用親貝の供給体制を確立することを目的とした事業でございます。

平成27年度は、新たに整備した種苗生産施設を活用して、大型種苗を使った短期養殖試験と小型種苗を使って成熟させずに夏を越す越夏養殖試験に取り組んでまいります。

次に、121ページをお願いいたします。

上段の説明欄5、漁民の森づくり事業ですが、漁業団体等が行う植林等の森づくり活動や海岸等に漂着した流木の処理に対する支援を行うものでございます。

次に、中段の水産物流通対策事業でございますが、説明欄にあります活力あるくまもと水産業づくり事業として、全国豊かな海づくり大会を契機とした本県水産業の総合的な振興を図るものでございます。

浜の活力再生プランを策定し、国の省エネ機器等導入支援事業や水産多面的機能発揮対策事業を活用される場合で、省エネ効果をさらに向上させる取り組みや藻場、干潟の保全活動にさらに取り組まれる場合に、県として支援を行うこととしております。

次に、122ページをお願いいたします。

下段の水産資源保護育成事業費でございますが、説明欄1の内水面漁業振興対策事業は、内水面漁業の振興に関する法律の施行に伴いまして、内水面における重要課題でございます日本ウナギの資源調査や、アユなど重要魚種の捕食被害が報告されているカワウや外来魚対策に取り組むものでございます。

123ページをお願いいたします。

2段目の栽培漁業事業化促進事業費でございますが、説明欄にあります有明海再生事業は、有明海における漁業の再生の取り組みを促進するために、有明海の海域特性を考慮し

た効率的な種苗放流による増殖技術の開発や海底耕うんによる底質の改善状況の調査や、有明海沿岸4県が協調して行う二枚貝等の資源回復のための取り組みを実施するものでございます。

次に、125ページをお願いいたします。

漁業取締費として3億4,700万円余をお願いしております。

漁業取締費の説明欄4、漁業取締船法定検査関係工事費は、漁業取締船2隻の5年に1回の船舶検査法に基づく法定検査と電波法に定める無線の定期検査の費用でございます。

最下段でございますが、水産振興課といたしまして合計14億800万円余の予算をお願いしております。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の126ページをお願いいたします。

まず、下段の沿岸漁場整備開発事業費でございますが、漁場の水産力の回復や環境改善を目的に覆砂や藻場造成を行う事業でございます。5億600万円余の予算をお願いしております。

次に、127ページをお願いいたします。

上段の地域水産物供給基盤整備事業費につきましては、地域に密着した漁港において、外郭施設、係留施設などの各施設を整備することにより漁港機能の向上を図るもので、市町事業に対する助成でございます。

128ページをお願いいたします。

128ページから129ページ上段までの単県漁港改良事業費につきましては、国庫補助事業の対象とならない小規模な改良、しゅんせつ、補修を行うものでございます。

130ページをお願いいたします。

上段の漁港施設機能強化事業費につきましては、防波堤や岸壁等のかさ上げ改良及び機

能診断等により漁港施設の機能強化を図るもので、丸島漁港などの16漁港で事業を実施いたします。

下段の漁村再生整備事業費につきましては、既存施設の有効活用等の観点から、漁港施設や生活環境施設の整備を行うもので、下桶川漁港等の8漁港で整備を行います。

131ページをお願いいたします。

漁港関係港整備事業費につきましては、説明欄2に記載の水産物供給基盤機能保全事業が主になりますけれども、漁港施設の延命化、更新コストの縮減、平準化を図るための機能保全工事等を行うもので、合串漁港などの28漁港で事業を実施いたします。

132ページをお願いいたします。

上段の水産流通基盤整備事業費につきましては、流通拠点となる漁港において、品質、衛生管理の向上及び陸揚げ出荷機能等の強化を目的に整備を行うものです。

下段から133ページ上段にかけまして、水産生産基盤整備事業費でございます。この事業は、水産資源の維持、増大と水産物の生産機能の確保を図るため、関連する漁港、漁場施設の整備を行うものです。

134ページの最下段をごらんください。

漁港漁場整備課といたしましては、総額で29億7,100万円余の当初予算をお願いしております。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。きょうは大変ボリュームも多いかと思えます。できれば、どのページのどこをと教えていただきまして質問いただければというふうに思います。

それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○村上寅美委員 卸売市場、45。

ちょっと内容を説明して。これは整備事業というが、大それた金額じゃなかばってん、どがんことをすると。

○西山流通企画課長 3番目の新規事業ですね。

今、9次計画が、5年間で27年度までとなっております。これは、一応ことしの秋に国の基本方針が出ますので、それを受けまして審議会等の意見を聞きまして、28年度に整備計画を策定するということになっております。

○村上寅美委員 だから、第10次の卸売整備計画の策定って、国の制度でずっと10次までやってきているわけだね。3次か4次か、俺も入ったことあるけど。県はどういうふうに考えてやっているのかということはこの前も質問したと思うけど、卸売市場を、中央市場を中心としている政策なのか、地方卸売市場を中心というか、該当を得る——県内の場合は地方卸売市場だからね。だから、国の施策は、拠点市場なんかも中央市場でしょうが。地方市場は入らぬでしょうが、基本的に。だから、矛盾というよりも、地域に、特に熊本には根づかぬわけだね、地方市場がないから。だから、その辺の仕分けはどうか。

○西山流通企画課長 一応、9次の中でも、国の方向性というのを踏まえてつくってまいっております。内容的には、生産者、消費者にとって魅力ある市場づくりだとか、そういう基本的な考え方を踏襲してやっていくという形で考えております。

10次についても、同じような考え方になっていくと思いますけれども、中央卸売市場を中心に国のほうはつくってありますけれども、地方卸売市場についても、考え方は踏襲

しているという形になると思います。

○村上寅美委員 だから、考え方はそうだし、国の施策にのっとらないかぬけど、熊本県として——中央市場は、拠点市場しよるでしょう、拠点市場政策を。だから、地方市場を、熊本の市場はどうするんですかと、政策持っているのということを聞きたいわけだね。

○山口経営局長 経営局でございます。

委員おっしゃるとおりに、熊本県には地方市場はございません。ただ、機能的には、田崎市場がその拠点市場でございますので、田崎市場を核とした流通の効率化というようなことを、田崎市場を拠点化として考えておりますので、施設面においては、開設者として、中央市場ではございませんが、機能面としては田崎市場が熊本県の流通の拠点市場と位置づけておるところでございます。

○村上寅美委員 それは、もう現実がそうたいね。地方市場衰退、衰退というよりも、もうやめてしまっているから。だから、田崎に来ているわけよ、今、市場関係者も。そういう中で、これまでは田崎市場というのは、全くの助成なしで、もう本当の民間、民設でやっぱり先人たちがつくられたわけよね。つくってきています。ところが、きょう現在になると、本当に国の制度に乗っかりながらも、熊本県として、田崎市場を中心とするということを、今課長から説明があったように、そういう形でちょっと見てもらいたいと思うわけよ、市場を。

ということは、舗装だって、民間だからだけど、舗装整備もできてないし、トイレもそういう状況だから、だから、今課長が言ったように、ぜひそういう整備を、拠点市場としての整備を少ししてもらいたいというのは私の要望なんです。私が田崎だから言うわけじ

ゃないけど、田崎しかないから。だから、そういうあれにすれば、これは政策事業というよりも事務事業みたいな金額しかついとらぬからね。この辺を将来において検討してもらいたいということを要望しておきたいと思う。

○淵上陽一委員長 よろしいですか。

○村上寅美委員 もういいです。ついとらぬけんしょうがなか。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 説明をいただいたんですが、全部ここに書いてある内容ぐらいで尋ねなんなら、かなり時間がかかりそうだなと。スピードアップされた意味はわかりますけれども、なかなか——もっともっと聞きたいなというふうな思いがありますので、まず冒頭そう言うておきますが……（「個別に勉強ば」と呼ぶ者あり）そうですね。個別に勉強せえと言われておりますので、それはそれでやりますが、なら、きょうはちょこっとだけいいですか。

私は、水とみどりの森づくり税ということで、これは確かに森を守っていくということの趣旨は大賛成ですけれども、当初から——もう10年ぐらいなるかな。これが発足するときには、そういうことを、やっぱり税として取るのはあんまりよくないんじゃないかというふうなことを議会の中でも主張してきた経過があるんですけども、今回もずっと、例えば12ページでも、水とみどりの森づくり税PR事業ということで219万か、まあ少ないですけども、これは当初は、それぞれ県民税に上乘せをする、法人もそういう形で県民税に上乘せをするということで、この森づくり税については認識を深めていっていただき

たいというふうなことも内容としてあったと思うんですが、制度が発足して10年たてば、みんなやっぱりなかなか森づくり税というふうな形の受けとめじゃなくて、ただやっぱり500円上積みされているとか、企業にとっては5%ですか、これを上積みされて取られているということになりがちですけれども、私はずっと主張しているんですが、本来、そういう森を守るというなら、きちんとした予算を、特別なこういう税の取り方じゃなくて、やるべきだという主張をしてきているんですけれども、この辺については、PR事業が今回、まあ新たじゃないですね。ずっとされていると思いますけれども、この辺の成果というか、具体的な進め方とか、本当にそういう意味でどのような形で進められているのか、お尋ねをしたいと思うんですけれども。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

水とみどりの森づくり税につきましては、10年間やってきまして、先般、議会でも質問がありましたとおり、森林の公益的機能の維持に多大な貢献をしているところでございます。

そこで、この事業税につきましては、県民アンケートを行いました。その結果につきましては、9割の方が、こういう形の仕組みは必要というふうな回答をいただいております。

ただ、まだ次期に向けまして、今委員がおっしゃったとおり、ぜひこの意義あたりあるいは効果あたりをPRしたいということで、今回事業を要求しているところでございます。

従来、新聞広告とか出しておりましたけれども、そうじゃなくて、もうちょっと多様な方法で、例えば見学ツアーを行ったりとか、あるいは各地、いろいろなこの事業に関連するようなどころでは水とみどりの森づくり税を使っているとか、そういうPRを行いな

ら、ぜひ県民の方に周知しながら、この事業を有効に活用してまいりたいと思っております。

○岩中伸司委員 アンケートの結果では、9割が必要だというふうなことだそうですが、そのアンケートは、いつごろ、どのような形のアンケートですか。

○田中農林水産政策課長 昨年の5月に、県民アンケートという形で、県民全体から無作為抽出して行っております。これは、企画課が行っている中に含めまして実施いたしました。

○岩中伸司委員 その中身については、また個別に勉強したいと思いますので、よろしくをお願いします。

基本的に私は、先ほど言ったように、この森づくり税については、やっぱりきちんとした予算の中で進めていくべきだというふうなことは、今も変わらない思いでおりますので、内容についてはしっかり——進めていかなければいけない事業は事業として認識をしていますので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

それともう1つ、いいですか。

ずっといくとあんまりですので、そうしたら、39ページの新しい農業の担い手育成費ですけれども、これはがんばる農業人集結育成事業で3,142万円かな、こういうふうなことで予算化されています。

そして、その下に2番目で、地域で育てる新農業人育成総合推進事業、これは先ほどの説明だと、JA等に助成をするというふうなことで4,060万円が計上されていますが、もう少し詳しく説明をいただきたいと思っております。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・

企業参入支援課でございます。

まず、説明欄1のがんばる農業人集結育成事業につきましては、今新規就農がいろいろ多様化いたしております。そういう中で、就農相談、研修から定着まで切れ目のないサポート体制を構築するということで、例えば就農相談を行うということでの体制をつくりまず就農支援サポートセンターということで、農業公社のほうで体制をつくったり、あとウェブサイトをつくったりとか、あと県立農業大学校のほうで就農者の研修をやったりとか、そういった経費をがんばる農業人集結育成事業ということで行っております。

2番の地域で育てる新農業人育成総合推進事業につきましては、その上の青年就農給付金、これを最大限活用して新規就農者を確保、育成していくということでやっておりますけれども、その際、熊本型ということで、青年就農給付金の対象となる際に、認定研修機関というものを指定しております。その認定研修機関をやっていただくJAであるとか、それからNPO法人に対する研修の実施に対する助成ということで、4,000万ほどの経費をお願いいたしております。

以上でございます。

○岩中伸司委員 この事業は、これまでもやられてきたと思いますが、ずっとやっぱりそういう成果は出ているということでしょうか。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

まず、新規就農につきましては、昨年、それから本年度という形で、2年続けて300人を超えるといった新規就農者を確保しておりますし、それから、下のほうの地域を支える新農業人育成総合推進事業につきましては、こちらのほうも、活用の実績といたしましては、北海道を超えて全国で一番青年就農給付

金を活用しているというふうな形で実績を上げているところでございます。

○岩中伸司委員 それと、課長の答弁でも、300人規模でふえているというような答弁がございましたが、この規模をもっともっと多くしていかなければならないというふうに思うんですね。

私は、日本型の農業をやっぴり本当に根底からもう一回作り直すという意味では、一つ不安があるのは、今は国が進めているんですけども、中間管理機構、とにかく広大な農地をつくりながらコストを下げていくというやり方で農業を、そして、さらには企業が参入をすると。ここでも40ページに農業参入企業支援強化事業というのがありますけれども、私は、やっぱり本来企業がこの農業に参入するということには非常に心配をしているんですけども、この6番目の農業参入企業支援強化事業については、もうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

農業参入企業支援強化事業につきまして、県といたしましては、企業の農業参入を促進いたしておりますけれども、前提といたしましては、地域との調和ということを第一に、総合的な支援をやっているところでございます。地域の農業の担い手としてしっかり定着していただくということで、そのあたりを常に確認しながら支援をいたしているところでございます。

そういう中で、その企業の持つ経営手法であるとか発想が地域農業者の方と結びつくことで、さらに農業者の経営革新につながって、地域の活性化につながる、そういうことを期待して、企業の農業参入につきましても促進を支援しているところでございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 今の答弁のように、地域とつながるということを中心にしっかり取り組んでいるということですので、企業というのは——まあ、農業に限らず、やっぱり一番は採算性なんです。これで合わなかったらすぐ撤退というふうなことで、これまでもいろんな地域でそういう、農業に限らず、企業は撤退してその地域が疲弊していったというような経験はあるわけですが、この農業については、もっともっとそれが大事なことでないかなと。地域の農業者やそういう団体としっかりかかわりを持つような形で企業が参入しないと、もうもうからなくなったから撤退しますよというふうなことではいけないというふうに思いますので、その辺はやっぱりしっかり、今課長答弁でもございましたけれども、それを基本にやっているということですから、これからは——まあ、企業参入については私はあんまり納得しないんですけども、しっかりそこら辺を押さえていただきたいというふうに思います。

○村上寅美委員 たまには一緒に合うこともある。

私も心配しているのは、先ほどいみじくも言われた、企業は利益、収益という形だけど、まず聞きたいのは、用地、土地の売買とかそこまで、熊本としてはどういうふうに考えているのか。それが1点。

それから、JAの関係というか、JAを窓口として、その辺の調整か何かがあるのかなのか。まあ、これからでしょうから、どういうふうにその辺を考えているかということなんだな。

今言ったように、本当に農業をするということで、企業の人間が来て、そこに住んで農業をやるというなら、これはほんなものだよな、実際。ところが、土地を買った、土地を買って、ある程度資金を出してやったという

形になった場合は、農家は、要するに担い手がないからそうなるんだけど、農業者が、資金は出しているいろいろ設備はしたけど、農家の人たちを集約して企業が使うというような形になっちゃ、やっぱり農家の収益ということにはつながらぬと思うから、その辺の線引きは——わからぬよ、どういうふうかわからぬから、作文的にはわかるけど、その辺のところをしっかりとスタートの段階でやっぱり整備しておく必要がありやせぬかと僕も思うんだけどね。その辺、わかるだけ、今考え方だけ教えてもらいたい。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

企業の農業参入につきましては、まず土地の売買という形でもございましたけれども、土地につきましては、農業生産法人をつくらないと農地自体の取得はできません。実態として申しますと、ほとんどの場合はリースといえますか、賃借されている事例が多うございます。そういう中で、生産法人等をつくられていると。その際も、議決権の関係からいえば、25%といった形での制限がございます。実際、農業に従事する必要があるとか、そういった制限がございますので、先ほども申し上げましたけれども、そういった中で地元の農業者と一緒に農業生産法人をつくられているというのがほとんどの事例でございます。

そういう中で、私ども、市町村とも一緒になりまして、県も入ったところでの協定等を結びながら、地域との調和をいかに図っていくかということで、今進めているところでございます。

以上でございます。

○淵上陽一委員長 私も、國武課長のところに集中しとって申しわけなかとはいえませんが、企業の参入はよく聞きますけれども、撤退と

いう話はないのでしょうか。

○國武担い手・企業参入支援課長 確かに、農業につきましては、技術の問題でありますとか、あと、先ほどありましたが、土地の問題でありますとか、苦労されているところはございます。

そういう中で、私ども、地元、先ほどから申していますように、しっかりと定着するような形になるよう、いろんな形で御相談に乗りますし、時によりましては、当然普及と一緒に技術の指導をしてまいりますし、市町村と一緒に土地を紹介すると、そういった形での支援を行っているところでございます。

○浦田祐三子委員 同じページで、済みません、40ページの9番、地域・企業一体型産地化推進事業ということですがけれども、新規農産物の産地化を進めるための試験、実証等に要する経費ということですがけれども、この新規農産物というのは、何か県のほうでは決まっているんですか、これは。

○國武担い手・企業参入支援課長 これにつきましては、参入企業等と地域で一体となって新たな作物の産地化を進めるということの取り組みを支援するものでございまして、地域において、その新規作物が実際に育つのかというような、まあ実証圃ですね、そういったものをつくる経費という形で予算化をお願いしております。具体的に進めておりますのは、球磨地域におきましては、薬草関係を進めております。

○浦田祐三子委員 わかりました。

それぞれ地域の特性があるかと思うんですが、済みません、その球磨の薬草というのは、何を植えられていらっしゃるんですか。

○國武担い手・企業参入支援課長 今何十ヘクタールとなっておりますのは、ミシマサイコという薬草でございます。

○浦田祐三子委員 玉名も、今薬草を数年前から頑張っているんですけども、なかなかやっぱり企業が入ってきても続かなかったような話もちょっとちらほら聞きますので、しっかり実証していただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第36号、第44号、第45号及び第75号から第77号までについて、一括して採決をしたいと思いますが、異議はありませんか。

（「異議なし」「36号を外してください」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、一括採決反対の表明がありましたので、議案第36号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○淵上陽一委員長 挙手多数と認めます。よって、第36号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残り44号外4件については、一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、よって、第44号外4件は、原案のとおり可決する

ことに決定いたします。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課長から報告をお願いします。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

別冊となっております資料の熊本有明海における次期漁場整備（覆砂等）計画についてをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをお願いします。

現在取り組んでいます有明海における覆砂事業などの漁場整備計画の終了年度は、平成26年度となっております。

これまで覆砂や作濤を行った箇所は、漁場改善効果が発揮され、天然の漁場に比べてアサリの稚貝が多く定着するなど、一定の効果はあらわれておりますが、いまだアサリ資源は以前の状況には回復しておりません。

加えて、平成24年の九州北部豪雨の影響による泥土が漁場に残っていることやホトトギスガイのマットによる浮泥層が点在していること、さらに、有効な覆砂材の長期にわたる安定確保などの課題が残っております。

この課題解決に向けて、現在、県では、覆砂材の違いによる比較や畝型耕うんなどの覆砂によらない工法を試験的に実施しており、平成27年度まで、その効果調査を行うことと

しております。

また、干潟域の詳細測量を実施するとともに、既存のアサリ生息量データとあわせて解析し、事業効果の高い適地を選定することとしております。

さらに、平成26年5月には、沿海漁協と覆砂等の場所や工法、規模等に関しまして意見交換を行いました。

次期計画のポイントは、引き続き削土覆砂や購入覆砂による漁場の再生、拡大を図るとともに、現計画で効果が上がっている線状耕うんにより浮泥の排出を図ります。

また、畝型耕うんなどの新しい工法につきましては、効果が確認され次第、水産庁と協議の上、速やかに実施に移行します。

事業実施においては、漁場の維持管理や資源管理などのソフト対策との積極的な連携により事業効果を高めていきます。

最上段の事業概要ですが、計画期間は、27年度から31年度までの5カ年間、対象地区は、荒尾漁協地先から網田漁協地先までの範囲、全体事業費は約20億円で、覆砂、耕うんを主体として実施予定としております。

2ページをお願いいたします。

次期計画の大まかな施工範囲を図示しております。

黒く小さく塗り潰した箇所は、現計画により実施済みの箇所をあらわしております。

平成27年度施工予定箇所は、赤丸で示しておりますが、このうち沖新、小島、松尾地区における線状耕うん7.2キロメートルと川口地区の削土覆砂20ヘクタールについてはゼロ国債で、また、岱明、河内地区の購入覆砂9ヘクタールは、27年度当初予算で計上しております。

28年度以降は、緑の丸で囲んだ範囲で実施していく予定でございますが、今後、関係漁協と場所や工法などについて意見交換を行いながら、具体化していくこととしております。

最後に、3ページをお願いします。

上段左に線状耕うん、右に畝型耕うんの模式図をあらわしております。

線状耕うんで掘削した箇所においては、周辺の泥土を引き込み、排出する効果があります。

下段には、効果がわかるように写真を掲載しておりますが、左の平成24年7月豪雨の泥土で覆われた状況が、線状耕うん施工後2年経過しますと、右写真のとおり、良好なアサリ漁場へと変化し、一部にはアサリの生息が確認されております。

報告は以上でございます。

○淵上陽一委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして第10回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前11時30分閉会

○淵上陽一委員長 本年度最後の委員会でございますので、一言お礼を申し上げます。

この1年間、九谷副委員長を初め各委員の御協力をいただきながら委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、各部局長を初め執行部の皆様におかれましては、常に丁寧な答弁をいただき、心から厚く御礼を申し上げます。

1年を振り返りますと、本当に、鳥のイン

フルエンザを初め、また、今なお阿蘇の降灰ということで、大変本県の農業にとって厳しいことも多いかというふうに思いますけれども、皆さん方におかれましては、これ以上にまたしっかりと本県農業発展のために御尽力をいただければというふうに思います。

最後になりますが、今後ともますますの皆様方の御健勝を心から祈念を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

また、今回、定年をされるという方々もいらっしゃると思います。本当に、今日まで本県の発展に御尽力をいただきましたことに対して、心から敬意と感謝を申し上げます。本当に御苦労さまでした。

副委員長からも一言御挨拶をお願いします。

○九谷高弘副委員長 一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、淵上委員長のもとで委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきまして、本当にありがとうございました。

また、執行部におかれましては、真摯に御対応をいただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

まだまだ県行政、農政、厳しい状況でありますけれども、皆さんとともに協力しながら、また発展していきますように心から祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

最後になりますけれども、梅本農林水産部長を初め、御勇退される職員の皆様におかれましては、今後のますますの御活躍を祈念申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

1年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○淵上陽一委員長 以上で委員会を終了しま

す。

お疲れさまでした。

午前11時33分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長